

## 新小岩北口 ReDESIGN 会議 規約（案）

（名称）

第1条 この会は、新小岩北口 ReDESIGN 会議（以下「本会」という。）と称する。

（区域）

第2条 葛飾区西新小岩一丁目の各一部の区域。（区域図参照）

（目的）

第3条 にぎわいと潤い、安全・安心が溢れた、人が中心のまちづくりを図ることを目的とする。

（活動）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の各号のを行う。

- （1）まちづくりに関する情報の収集および関係住民等への情報提供。
- （2）まちづくりに関する関係住民等の意見の収集。
- （3）まちづくりに関する構想、計画、提案等のとりまとめ。
- （4）その他、まちづくりを進めるために必要な活動。

（会員）

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、加入届を提出したものとする。

- （1）第2条で定める区域内の土地所有者または建物所有者。
- （2）新小岩北口商店会。
- （3）その他、第3条に定める目的に賛同する者のうち、本会の承認を受けた者。

（事務局）

第6条 本会に事務局を置く。事務局は、葛飾区都市整備部都市計画課とする。

（関連組織等との関係）

第7条 本会は、関連するまちづくり組織等との情報交換及び連携に努める。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか、本会の運営等に係る必要な事項は、別途本会において協議し、定めるものとする。

附則

本規約は、令和5年9月29日から施行する。

別紙. 区域図 (約 4.8ha)

